

第10節 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 設置場所の制限（危険物令第14条第1項第1号）

簡易貯蔵タンクを屋外に設ける場合は、次のとおりとする。

- (1) 火気使用場所等から4メートル以上離すこと。ただし、防火上有効な塀等を設けた場合は、この限りではない。
- (2) 簡易貯蔵タンクを設置する場所（当該タンクにより危険物を取り扱うことが可能な範囲）の地盤面は、コンクリート等で舗装し、危険物が浸透しない構造とするとともに、その周囲には排水溝及びためますを設けるよう指導する。
- (3) (2)の地盤面の雨水等を直接外部に排水する場合は、油水分離装置を設けるよう指導する。

2 タンク数の制限（危険物令第14条第1項第2号）

法別表第1の品名が同じものであっても、品質の異なるものである場合は、一の簡易タンク貯蔵所に併置することができる。

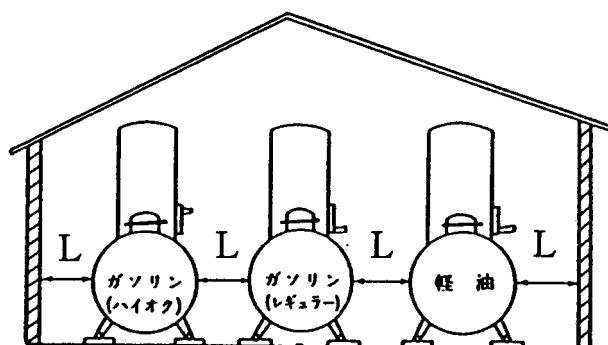
3 タンクの固定等（危険物令第14条第1項第4号）

タンクは、架台によるほか車止め、鎖等により固定すること。

4 タンクの周囲の空地（危険物令第14条第1項第4号）

タンクの周囲の空地については、危険物令第14条第1項第4号の規定によるほか、簡易貯蔵タンク相互間の距離は次のとおり指導する。（図2-10-1）

- (1) 屋外に設置する場合は、1メートル以上とする。
- (2) 屋内に設置する場合は、0.5メートル以上とする。



Lは、屋外の場合1メートル以上、屋内の場合0.5メートル以上とすること。

図2-10-1 組合せ及び空地の例

5 通気管（危険物令第14条第1項第8号、危険物規則第20条第4項）

簡易貯蔵タンクの下端から通気管の先端までの高さが1.5メートル未満のものは、地盤面から通気管先端までの高さが1.5メートル以上となる措置を講ずること。

6 給油又は注油するための設備（危険物令第14第1項第9号）

給油又は注油するための設備については、危険物令第14条第9号の定めによるほか、第13節「給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準」第17の例によること。
（図2-10-2）

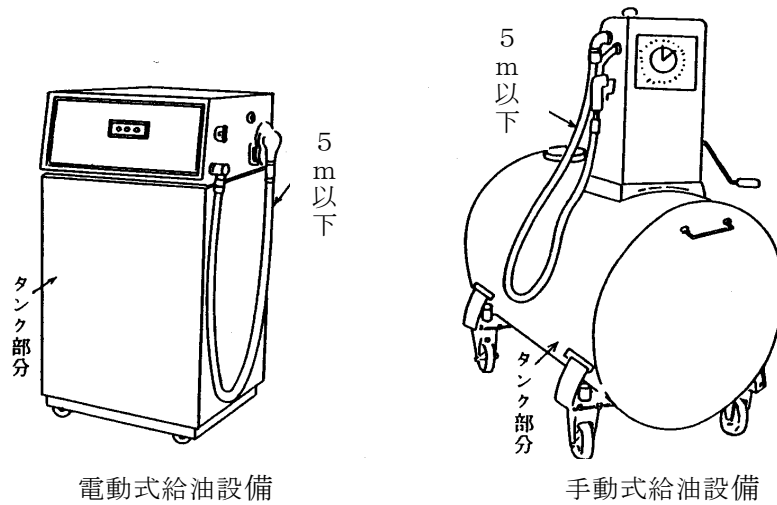


図2-10-2 給油又は注油のための設備の例

7 加圧式簡易貯蔵タンク

コンプレッサーから圧搾空気を送り、その圧力によって危険物を吐出させる簡易貯蔵タンクで次の(1)から(9)までの全てに適合するものは、危険物令第14条に規定する簡易貯蔵タンクとして認められる。

- (1) タンクは、危険物令第14条第5号及び同条第7号に規定する基準に適合すること。
- (2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で気密につくるとともに、使用最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験で、漏れ又は変形しない構造であること。
- (3) タンクには、常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。
- (4) 給油ホースの取付部には、給油を行うとき以外は給油ホースとタンクとの間の危険物が遮断できるバルブ等を設けること。
- (5) 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常の場合、容易に空気を送入を遮断できるバルブ等を設けること。
- (6) タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定すること。
- (7) 外気温等により内圧が異常に上昇した場合は、その内圧を放出するための安全装置を設けること。
- (8) タンクには、圧力計を設けること。
- (9) 内圧を抜かなければ、危険物をタンクに補給できない構造とすること。